## 希望番号予約済証の有効期限の延長について(対象地域の追加)

今般、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等 緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月 7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県(東京都、埼 玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)を除く40道府県(以 下、「追加対象地域」という。)に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自 動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車につ いては、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長されることが、 国土交通省より発表されました。

このため、希望番号システムにおいても、希望番号予約済証の有効期限を以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

## 〇 希望番号予約済証の有効期限の延長措置

## 1. 延長期限

希望番号予約済証の有効期限が、令和2年4月17日から5月31日までに満了する車両について、一律、令和2年6月1日までその有効期限を延長します。

## 2. 対象地域

7都府県を除く40道府県(新潟県も含まれます)

但し、新潟県では、新たなご当地ナンバー対象地域(上越市、妙高市、 糸魚川市)の旧標板地名ナンバー「長岡ナンバー」は、5月8日(金)ま でしか交付できないことから、当該地域の予約済証の有効期限も5月8日 (金)までの延長対応となります。

※ なお、今回の車検証の延伸に伴い有効期間が延長されるのは、希望番号予 約済証の有効期間が対象であり、交換・再交付に係る交付期間については 対象外になります。